

認定事業計画・企業立地奨励金等に関するその他の手続き

認定事業計画を中止・廃止するとき、相続や譲渡、合併などで企業等の事由に変更があったときなどは、別途手続きが必要です。

認定の取り下げ・辞退

- 認定事業計画が中断してしまい、再開される見込みがないとき
- 認定事業計画そのものが白紙になってしまったとき
- 建設予定地が別場所になるなど、事業計画自体がやり直しになるとき
- 企業立地奨励金等の交付を今後一切辞退したいとき

必須 (別記様式第9号) 認定事業計画認定取下届出書 (メール提出可、添付書類不要)

操業又は供用の休廃止等

- 企業等が、対象事業そのものを市内で営むことができなくなったとき
- 対象施設等の操業や、従業員住宅の供用を廃止するとき
- 対象施設等の操業や、従業員住宅の供用を休止することになったとき
- 対象施設等の操業や、従業員住宅の供用を著しく縮小するとき

必須 (別記様式第19号) 操業又は供用休廃止等届出書 (メール提出可、添付書類不要)

交付の継承

- 企業等の相続、譲渡、合併、事業承継等の事由で、別の企業等が主体となるとき

必須 (別記様式第20号) 企業立地奨励金等継承申請書 (メール提出可)

必須 (別記様式第2号) 宣誓書兼同意書 【押印後郵送をお願いします】

添付書類 <<必要な書類をメール等で提出します>>

(1) 継承の事実を明らかにする書類 (いずれか)

- 対象施設等又は従業員住宅及びそれらの敷地となる土地に係る譲渡・売買契約書
- 対象施設等又は対象施設等の敷地となる土地に係る賃貸借契約書
- 旅館・ホテル業は営業許可証など、地位の継承を証する書類
- その他 (必要な時は市から連絡します)

(2) 法人・個人の確認書類

- (法人) 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書に限る) (個人) 住民票の写し

- 市で審査後、企業立地奨励金等継承承認通知書または不承認通知書を送付します。

その他

- 企業立地奨励金等の交付を受けた認定企業等は、認定事業計画に係る操業又は従業員住宅の供用の日から少なくとも10年以上操業又は供用を継続することとなっています。

【問合せ先】 那須烏山市商工観光課商工振興グループ 電話 0287-83-1115

メール shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp

R6.4.1